

第五章 十忿怒尊のイメージをめぐる考察

森 雅秀

第一節 イメージの受容と変容

文化が地域や時代によって限定された存在であることはいうまでもないが、人種、民族、言語をはじめ、階級、職業、世代、性などのさまざまな社会条件によつても、さらに文化は規定される。共通の要素をもつた文化のゆるやかな集合体として文化圏というものを設定すると、ひとつの文化圏の内部は、このようないくつもの文化が重層的な構造をしていることがわかる。これらの文化の間の境界線は固定的ではなく、きわめて流動的である。そしてひとつの文化圏の中でさまざまな文化がたがいに影響を与えあい、他を侵食したり吸収したり、あるいは生成、消滅、再生などを繰り返しながら時間とともに推移していく。このような文化の複合体である文化圏相互の関係も同様であり、設定される文化圏という境界 자체も流動的である。

文化の受容と変容は、文化と文化との間のこのよう^{ダイナミック}な動^{ダイナミック}的な関係のひとつ^のパターンである。ある文化が他の文化へ伝播し、吸收され、その過程において文化の内部になんらかの変化が生じる。それは、信仰を中心とした文化のひとつ^の形態である宗教においてもなんらかわりはない。文化の受容と変容、あるいは宗教の受容と変容は、異なる地域や時代のあいだで当然起^こるし、文化圏の中で文化が重層的な構造をして^{いる}ことを考えれば、その中でも絶えず起^こっているはずである。

宗教が伝播するとき、もつともはやく受け入れられるのはイメージやシンボルであろう。イメージやシンボルの特徴は、なによりも「目に見える」ことであり、「目に見えない」教理や理念よりも容易に人々の注意をひきつけることができる。とくに、文化圏をこえて宗教が伝播するとき、このような「目に見える」イメージやシンボルは、ことばの壁をのりこえて伝播していく力をもつていて。ひとつの文化圏をこえて広範囲のひろがりをもつた宗教の多くは、すぐれたシンボル体系をもっている。⁽¹⁾ 実際、宗教の波及度は、その宗教のもつイメージやシンボルがもたらすある種の「力」に比例することが多い。ここでは、そのような力をイメージやシンボルがもつ「意味の喚起力」とよぶことにしよう。

イメージやシンボルは、宗教に限らず、共同体の結束の強化や集団構成員の帰属意識を高めるためしばしば利用される。国旗をはじめとするさまざまなエンブレムは、その代表である。

ある宗教が意図的に——しばしば政治的に——導入される場合にもイメージやシンボルはおおいに利用される。これは、日本やチベットに仏教が導入された時のことを考えればよく理解できる。そこでは仏法僧の三宝、すなわち仏像、経巻、僧侶という、仏教のもつとも重要なシンボルがきわめて効果的に機能している。

ところで、イメージやシンボルは、かならずなんらかの意味を伴っている。イメージが伝播するとき、当然そのイメージがもつてている意味も伝えられるが、イメージと意味の両者が必ずしも同じように伝えられるわけではない。

たとえば、あるイメージが別の文化に伝播するとき、そのイメージがまったく変化せずに生き続

けることがある。しかし、その場合、もともとついていた意味をそのまま示しているとは限らず、わずかに異なった意味を表わす場合もあれば、まったく異なる意味が生じる場合もある。同じように、イメージ自体も新しい文化に適合するために変化することがある。その場合にも、本来もつていた意味がそのまま伝えられる場合から、まったく違う意味を表わす場合までさまざまである。

さらに、イメージが別の文化に伝えられる際に、本来のすがたをすっかり失い、まったく新しいイメージに生まれかわって伝えられる場合もある。これはイメージの伝播や受容というよりは、イメージの拒絶とよぶべきであろう。

以上のように、複数の文化の間でイメージが伝播する場合には、イメージ自体の変化の有無や、イメージのもつている意味の変化に応じて、さまざまな可能性が想定される。これはシンボルの場合でもまったく同様である。

このような意味やイメージの変化は自然に起こるだけではない。たとえば、受け入れ側の文化に、伝播されるようなイメージがまったく存在しない場合、すでに受け入れ側にある別のイメージがしばしば利用される。もちろん、この場合、両者のイメージ間のある種の相同性が前提になっている。これは受容者側によるイメージの意図的なすりかえとよぶことができる。逆に、イメージの意味の方を受容者側が意図的に読みかえる場合も考えられる。もちろん、このようなイメージのすりかえと意味の読みかえの両者が同時に起きる場合も想定できる。いずれも、イメージのもつている意味の喚起力の刷新や強化が期待されている。

「」での目的は、このようなイメージの変化のパターンを数えあげることではない。南アジアの仏教を例にとつて、あるイメージが異なる文化の間でどのように伝播し、変容していくかを実際にたどることを目的とする。

利用するのは、十忿怒尊（dasa-krodha）とよばれる十尊の男尊からなるグループである。⁽²⁾ ルドルフ・オットーは、すべての宗教に普遍的にみられる「ヌミノーゼ」という概念を提唱し、その要素として「戦慄すべきもの」「優越せるもの」「力あるもの」「巨怪なるもの」などをあげている。⁽³⁾ 十忿怒尊は、このヌミノーゼの仏教における具体的な神格にほかならない。

以下、インドで成立した十忿怒尊が当時どのようにイメージされていたかを明らかにしたうえで、インドで仏教が滅んだ後、そのイメージがどのようにネパールに伝えられたかを、チベットの事例も視野に入れながら考察する。

第二節 インドにおける十忿怒尊の成立

十忿怒尊とは、東西南北の四方と北東などの四維、これに上下の二方向を加えた十方向を護衛する十尊の忿怒尊である。名称と守護する方向は次のとおりである。ヤマーンタカ（東）、プラジュニヤーンタカ（南）、パドマーンタカ（西）、ヴィグナーンタカ（北）、アチャラ（北東）、タッキラ

ージャ（南東）、ニーラダンダ（南西）、マハーバラ（北西）、ウシユニーシャチャクラヴァルティン（上）、スンバラージャ（下）。南、西、北の三方向の忿怒尊の各名称に、順にアバラージタ、ハヤグリーヴア、アムリタクンダリンがあてられることがある。⁽⁴⁾ 上下の忿怒尊は、上述の組み合わせの他に、スンバラージャ（上）とヴァジュラバーターラ（下）の場合もある。

十忿怒尊のように、仏や菩薩、あるいは仏教の教えを守る神々は、仏教パンテオンの中では護法尊（dharma-pāla）とよばれる。密教以前の仏教の代表的な護法尊は金剛手である。金剛杵を手にして護衛として仏に従う金剛手の姿は、ガンダーラなどの美術作品の中に数多く表現されている。護法尊のグループとしては、わが国にもよく知られている四天王が初期のものである。特定の方角と護法尊との結びつきがここに見られる。十忿怒尊は護法尊のグループとしては成立は遅く、無上ヨーガ・タントラ系の密教經典の出現をまたなければならない。ただし、個々の忿怒尊が仏教パンテオンに登場する時期は、これよりもかなり早いものもあり一樣ではない。十忿怒尊はもっぱらマンダラの最外周に配置され、マンダラという神聖な空間に外敵が侵入することを防ぐ。水平方向の八方だけではなく、上下の二方向が加えられていることから、マンダラが立体的な構造をもつてイメージされていたことがわかる。

十忿怒尊各尊がこのグループに統合される前にそなえていた固有の特徴は不明な点が多いが、一部の忿怒尊に関しては知られている。東方を守るヤーナンタカは、水牛に乗り、六面六臂そして六本の足をそなえている。西方のハヤグリーヴアは日本では馬頭の名で知られているが、その名のとおり、前頭部に馬の首をつける。北方のヴィグナーナンタカは象頭のヒンドゥー神ガナパティを踏み

つけて表現される。アチャラはその漢訳名である不動としてわが国でも信仰を集めている。童子の姿で表わされ、目は斜視、弁髪をたらしている。手には剣と羈索を持つ。南東のタッキラージヤの起源は明らかではないが、マントラが日本の愛染明王(エインセンミョウおう)と共通していることから、愛染明王の持物である弓矢を特徴としてあげることができるかもしれない。^{〔5〕} その他の忿怒尊については、十忿怒尊のメンバー以外では登場しなかつたり、固有の特徴をそなえていなかつたりする。

近年、インド密教の遺跡の発掘がすすみ、当時の造型作品が多数出土している。このころ、マンダラを制作する場合、一尊一尊のシンボルのみを描くという方法が一般的であったと考えられるが、同時代の文献には、彫像や塑像、画像などを利用する方がそれよりもすぐれた方法であるという記述があり^{〔6〕}、実際、このような立体マンダラの一部と思われる作品が現存している。^{〔7〕} しかし、十忿怒尊に関しては、わずかにヤマーンタカに三例、アチャラに二例の作例が知られているだけで、十尊全体のセットはこれまで発見されていない。

ヤマーンタカの作例のひとつ（図1）は、六面六臂をそなえ、右ひざを曲げ左足をのばす展左とよばれる姿勢で水牛の上に立つ。足の数は明瞭ではないが、左右に三本ずつ重ねられて表現されているように見える。持物は右手に金剛杵と剣、左手に羈索と頭蓋骨杯が確認できる。羈索を持つ手は、人さし指を立てる期剋印を示している。残りの持物は確認できない。身体的特徴は、背が低く肥満体で腹がつき出ている。装身具に瓔珞、臂钏、腕钏、足飾りがあり、これらはいづれも蛇（あるいは竜）でできている。この他に人間の頭をつけた大きな首飾り、丸い耳飾りやドーティとよばれる衣裳をついている。髪は炎のように逆立ち、髑髅の宝冠が見える。

ヤマーンタカの第一の作例⁽⁸⁾は三面六臂で足の数は一本である。腕の破損が多く、持物は剣（右）、縄索を持つた期剋印（左）しか確認できない。前例と同じような身体的特徴をそなえ、装身具も共通している。

第二例⁽⁹⁾は、一面二臂で水牛の上に展左で立つ。右手に剣を持ち、左手は期剋印を示しながら縄索を持つ。

アチャラの作例はいずれも同じ特徴を持つ⁽¹⁰⁾。一面一臂で、右ひざを立て左ひざを地面につけてけりあげるような独特のポーズをとる。右手は剣、左手は縄索を持つ。髪は髪簪冠（jātāmukuta）で、耳飾り、瓔珞の装身具をつける。

このように現存する作例が限られている現在、インドにおける十忿怒尊のイメージをわれわれは当時の造型作品に求めることはできない。しかも、このわずかな作例も、十忿怒尊の一部であるのか、単独の尊像として制作されたのか明らかではない。したがって、十忿怒尊のイメージをわれわれは別の情報源、すなわち当時書かれた文献の中に求めなければならない。

ヨーガ・タントラから無上ヨーガ・タントラの過渡期に位置する『幻化網タントラ』*Māyājālatantra*（大正新脩大藏經八九〇番、北京版一〇一番）には、十忿怒尊のうち、上下の一尊を除く八尊が登場し、かなり詳細な尊容の記述がある⁽¹¹⁾。

たとえばヤマーンタカは、身体の色は青黒い雲のようで、身のだけは低く大きな腹をもつ。六面六臂六足をそなえ、各面には目が三つずつある。正面の顔は牙をむき舌を出す大忿怒相、右面は舌を出し、左面は唇をかんだ忿怒相である。頭頂には文殊菩薩の像をいただく。このあとに持物の記

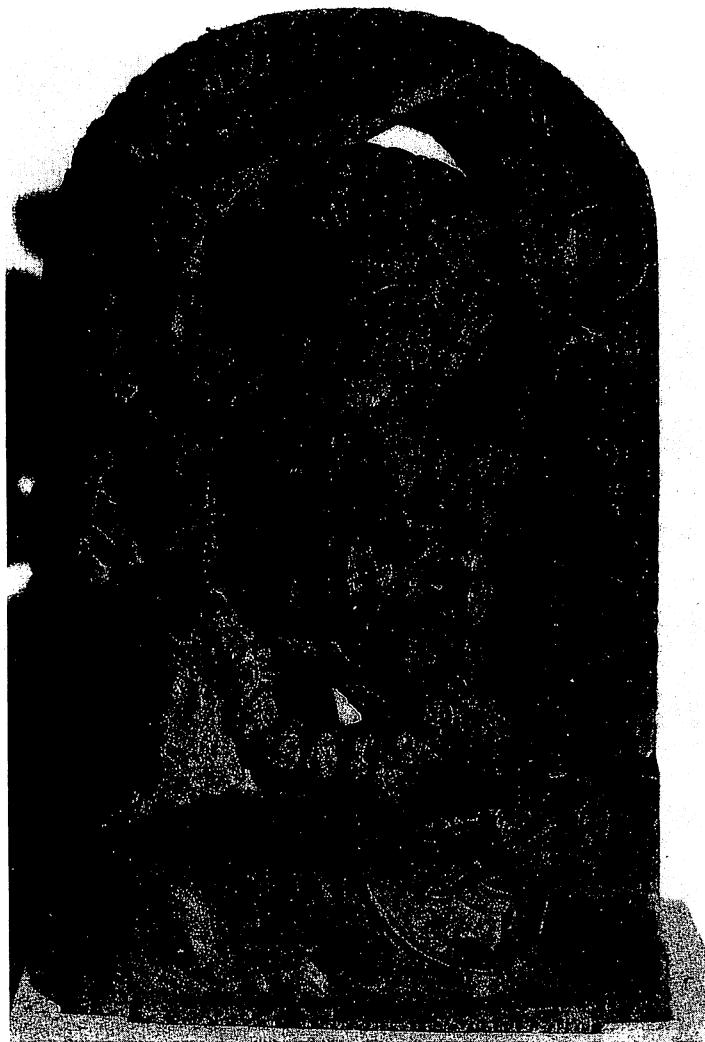


図1 ヤマーンタカ（インド、ナーランダー出土、ナーランダー博物館所蔵）

述が続く（持物については表1参照）。ついで衣と装身具として虎皮と八匹の龍をあげ、黄色い髪に髑髅を冠とすると述べ、最後に乗物の水牛に言及する。

その他の七尊の臂数は、パドマーニタカとマハーバラが八臂である他は、すべて六臂で、面数はいずれも三面である。足の数については特別の言及がないことから一本と考えられる。また三眼も共通の特徴である。瓔珞、臂剣、腕剣などに竜（蛇）を用いるのは、前述のヤマーニタカの作例でもみられたが、プラジュニヤーニタカ、パドマーニタカ、タッキラージャの三尊にもその記述がある。

各尊に固有の特徴としては、表1にまとめた持物の他に、身色、顔の色、表情などが少しづつ異なる。アチャラに関する記述には、斜視で童子の姿をとるとくに記されている。ヤマーニタカが文殊菩薩像を頭頂にいたたくのは、この尊が文殊の化身と考えられていたからで、他の忿怒尊にはみられない。

『仏説幻化網大瑜伽經十忿怒明王觀想儀軌經』（大正新脩大藏經八九一番）という漢訳經典が残されており、同書が述べる忿怒尊の特徴は、すでにみた『幻化網タントラ』のそれによく一致する。注目すべきは、『幻化網タントラ』では八尊であった忿怒尊の数が、ここではスンバラージャとヴァジュラ・パーターラが加わり一〇尊になっていることである。この一尊の記述は他の八尊に比べるとかなり短いが、持物と身色は明記されている。

無上ヨーガ・タントラを代表する經典『秘密集会タントラ』*Guhyasaṃjālāntra*にも十忿怒尊が登場する。ただし、十忿怒尊がそろって言及されるのはテキストの第一二章以降で、第一二章まで

		ジュニィーナ バーダ流系	聖者流系	サンプタ・ タントラ系	幻化網タントラ系
位置	典拠 名稱	「完成せるヨーガ の環」第1章	「成就略要集」、 「完成せるヨーガ の環」第2章	「完成せるヨーガ の環」第3章、「教 えの花環」	「幻化網タントラ」、 「十忿怒尊觀想儀 軌」、「完成せるヨー ガの環」第20章 ²⁾
東	ヤマーンタカ	右 黒金剛杵、劍、明妃	金剛鎖、円盤、金剛杵	金剛杵、円盤、金剛杵	劍、金剛杵、矢
		左 宝、蓮華、明妃	TP、鉢、斧	TP、鉢、斧	TP、般若絆、弓
南	プラジュニィーナンタカ	右 白金剛杵、劍、明妃	金剛杵、金剛杵、劍	金剛鎖索、金剛杵、劍	金剛杵、宝杖、矢
		左 宝、蓮華、明妃	TP、鉢、斧	期剋印、鉢、斧	TP、般若絆、弓
西	バドマーンタカ	右 赤蓮華、劍、明妃	赤蓮華、劍、棍棒	鎖、蓮華、劍	金剛杵、宝杖、槍、矢
		左 宝、円盤、明妃	鉢、斧、鎖索	鉢、斧、鎖索	TP、般若絆、蓮華、弓
北	ヴィグナーンタカ	右 金剛杵、劍、明妃	三重金剛杵、円盤、棍棒	第三重金剛杵、円盤	劍、斧、矢
		左 宝、蓮華、明妃	TP、鉢、斧	TP、棍棒、斧	TP、般若絆、弓
北東	アチャラ	右 猶、金剛杵、明妃	劍、金剛杵、円盤	劍、円盤、金剛杵	劍、金剛杵、矢
		左 宝、蓮華、明妃	期剋印、斧、鎖索	期剋印、斧、鎖索	TP、般若絆、弓
南東	タッキラージャ	右 猶、劍、明妃	降三世印、金剛杵、劍	降三世印、猶、劍	印、金剛杵、矢
		左 宝、蓮華、明妃	降三世印、鎖索、猶	降三世印、金剛杵、鎖索	印、般若絆、弓
南西	ニーラダンダ	右 青杵、劍、明妃	青金剛杵、劍、円盤	青金剛杵、劍、円盤	金剛杵、宝杖、矢
		左 宝、蓮華、明妃	TP、蓮華、斧	TP、蓮華、斧	TP、般若絆、弓
北西	マハーバラ	右 三叉戟、劍、明妃	金剛杵、劍、円盤	三叉戟、劍、円盤	金剛杵、宝杖、劍、矢
		左 宝、蓮華、明妃	TP、蓮華、斧	TP、蓮華、斧	TP、般若絆、槍、弓
上	ウシュニーシャ チャクワヴァルティン	右 黄円盤、劍、明妃	仏頂印、金剛杵、蓮華	仏頂印、円盤、蓮華	印、劍、矢
		左 宝、蓮華、明妃	仏頂印、期剋印、劍	仏頂印、期剋印、劍	印、般若絆、弓
下	スンバラージャ ¹⁾	右 金剛杵、劍、明妃	金剛杵、円盤、宝	金剛杵、円盤、宝	金剛杵、猶、矢
		左 宝、蓮華、明妃	TP、蓮華、劍	TP、蓮華、劍	TP、般若絆、弓
備考	1) 幻化網タントラ系では、 スンバラージャは上に位置し、 下にはヴァジュラバーチャラが来る。				2) 「完成せるヨーガの環」と他の文献との間には、 いくつかの持物の異同がある

表 I 十忿怒尊の系統とその持物
TPは「鎖索を持った期剋印」(tarjanīpāśa) を表わす。

では第一章に四方の四尊が登場するにすぎない。⁽¹³⁾『秘密集会タントラ』は第一二章までの前半部、第一三章から第一七章までの後半部、そして一七章全体を要約した第一八章の三つの部分に分かれ、前半部の成立が後半部に先行するといわれている。⁽¹⁴⁾十忿怒尊が後半部以降にしか現われるのは、十忿怒尊というグループの成立が後半部の成立と併行していることを予想させる。実際、後半部でも十忿怒尊各尊の名称は一定せず、現行の名称がそろつて現われるのは全体でもっとも成立の遅れる第一八章だけである。

『秘密集会タントラ』には十忿怒尊各尊の図像的な特徴ははつきり説かれていない。わずかに第一章で、ヤマーンタカが三面六臂、他の九尊が三面と記されているにすぎない。⁽¹⁵⁾

『秘密集会タントラ』に関する文献で十忿怒尊の特徴に詳しいのは、このタントラの二大流派のひとつ聖者流の典籍『成就略要集』*Rinśikārasaṅgraha* である。同書の第六〇偈以降の約四〇偈がこれを述べる。それによると十忿怒尊はいずれも三面六臂で三眼をもち、それぞれ異なった持物を手にしている（表1参照）。すでにみた『幻化網タントラ』系統の十忿怒尊と比べると、持物にかなりの違いがあることがわかる。

インドの十忿怒尊を考える際に忘れてはならない文献が、インド後期密教を代表する学僧アバヤーカラグプタ（一一世紀後半—一二五？）による『完成せるヨーガの環』*Niṣpamayavāṇī* である。同書は全体が二六章にわかれ、各章がひとつ、ないしは数種のマンダラの観想法を扱う。

十忿怒尊の記述は、全二六章のうち、第一章、第二章、第三章、そして第二〇章に含まれる。

このうち、第一章は聖者流とならぶ『秘密集会タントラ』の重要な流派ジュニヤーナパーダ流の

マンダラである。このマンダラにはヤマーンタカ以下の四方の四尊が含まれるにすぎないが、マンダラ全体の觀想法にさきがけ、十忿怒尊をのせた巨大な車輪状の武器「守護輪」(raksācakra)の觀想が行なわれる。守護輪は十方に一〇本の輻(わく)があるため「十輻輪」ともよばれ、輻に乗った忿怒尊が守護輪の中にあるマンダラを護衛している。

ここに現われる十忿怒尊はいずれも三面六臂で、持物はこれまでみてきた十忿怒尊との共通点は少ない（表1参照）。同書の記述によれば、十忿怒尊は比較的おとなしい四尊と、より恐ろしい姿をした六尊の二つのグループにわかれる。すなわち、ウシユニーシャクラヴァルティン、タッキラージャ、アチャラ、スンバラージャの四尊は、頭に宝冠をつけさまざまな宝石を身につける。わずかに牙をむきひげをはやす。それ以外の六尊は、ざぞざぞの眉、逆立つた褐色の髪、眉毛、ひげがはえる。口を大きく開け、牙をむき出し大笑している。狂暴な八匹の竜を飾り、背たけは低くよく太り腹をつき出す。十尊に共通する特徴として、展左の姿勢、顔の三眼、主要な二臂で自分とよく似た姿の明妃を抱くことがあげられる。

第二章は、すでに述べた『成就法略集』にもとづいた阿闍梨(あじゆ)マンダラである。ここでは十忿怒尊はすべてマンダラの中に登場する。いずれも三面六臂で、各忿怒尊が手にする持物は『成就法略集』中のそれに正確に一致する。それ以外の特徴として、展左、三眼があげられているが、外見的特徴は単に「恐ろしい姿をする」と述べるだけで、あとは前の第一章の守護輪上の十忿怒尊と同じであるとする。

第三章は『サンプタタントラ』とよばれる經典にもとづくマンダラである。このマンダラには十

忿怒尊は含まれないが、第一章と同じようにはじめに十忿怒尊をのせた守護輪の観想を行なう。

この十忿怒尊も三面六臂で、持物は前の第二章のものときわめてよく似ている（表1参照）。相違点は、ヤーナンタカの金剛鉤⁽¹⁾（第二章では金剛鎖⁽²⁾）、プラジユニヤーンタカの金剛縄索⁽³⁾（同じく金剛杖⁽⁴⁾）、パドマーンタカの鎖（棍棒）、マハーバラの⁽⁵⁾三叉戟⁽⁶⁾（金剛杖⁽⁷⁾）、ウシュニーシャチャクラ⁽⁸⁾アルティンの円盤（金剛杵）の五点のみである。

『サンプタタントラ』の成立時期は無上ヨーガ・タントラの中でもかなり遅く、諸タントラの折衷的な内容をもつてゐるといわれる。⁽²⁰⁾とくに『秘密集会タントラ』の影響は大きく、十忿怒尊の持物も聖者流の十忿怒尊から借用したものと考えられる。

十忿怒尊共通の装身具としては、五つの觸體の髪飾り、輪などの五つの印⁽²¹⁾、人間の生首をつないだ首飾りをあげている。

『完成せるヨーガの環』の第二〇章「文殊金剛マンダラ」は『幻化網タントラ』に依拠しており、十忿怒尊の構成メンバー、持物、身体的特徴、装身具などいざれも、すでにみた『幻化網タントラ』や『十忿怒尊觀想儀軌』とよく似ていて（表1参照）。ただし、後者の十忿怒尊が共通して持つていた般若經典は、ここでは抱擁する明妃の乳房にかわっている。

このように『完成せるヨーガの環』では第一章から第三章、そして第二〇章でそれぞれ異なった特徴の十忿怒尊が説かれていることがわかる。以下、便宜上この四組の十忿怒尊を、依拠する流派や文献にしたがい、順にジュニヤーナ・パーク流系、聖者流系、サンプタタントラ系、幻化網タントラ系とよぶことにしよう。

第三節 チベットの十忿怒尊

インド仏教はアバヤーカラグプタの時代から約一世紀後にインドの地から姿を消し、その伝統は主にチベットとネパールに受け継がれた。ここでは、まずはじめにチベットの十忿怒尊からみていこうことにしよう。十忿怒尊の作例として、チベット仏教美術の図像集として有名な『三百尊図像集』を取りあげる。

『三百尊図像集』はチャンキヤ・ラマの活仏ロルペー・ドルジェ（一七一七—一七八六）の撰による図像集で、全体は百葉からなる。表面には各尊の図像が三尊ずつ横一列に並べられ、裏面には表の各尊のマントラが書かれている。『三百尊図像集』はすでに前世紀の末から欧米の学者たちにその存在が知られ、何度も刊行されている。オリジナルは木版本と考えられるが、白描や書きおこし図を含め、細部の図像的特徴の異なるいくつかの系統が存在している。⁽²²⁾

『三百尊図像集』は、仏、菩薩、護法尊、女尊、祖師などの仏教パンテオンのカテゴリーでいくつかのグループにまとめられている。このうち護法尊の一部である第七一葉から第七四葉にかけて十忿怒尊が現われる（図2）。

ここに描かれた十忿怒尊は、一〇尊全体がほとんど同じ姿をしている。よく注意して細部に目を



図2 「三百尊图像集」の十忿怒尊

上段左よりアバラージタ、ヤマーンタカ、ハヤグリーヴァ、二段目タッキラージヤ、アムリタクンダリン、ニーラダンダ、三段目ウシュニーシャチャクラヴァルティン、マハーバラ、アチャラ、下段中央がスンバラージヤ。

「三百尊图像集」にはいくつかの系統があり、これは、財團法人東洋文庫が所蔵する作品である。アバラージタの左下の手の持物がここでは剣で、他の系統（たとえば [Olschack et al. 1973 : 165]）の円盤と異なる。

向けると一部の持物が異なっていることがわかるが、むしろ、まったく同じ姿の一〇尊の持物を一部入れ替えただけといった方が妥当である。持物については後でふれるとして、主な特徴を列挙してみる。

三面六臂をそなえ中心の二臂で明妃を抱く。髪は逆立ち、まわりには火炎の光背がある。背景にはさらに雲形の文様が描かれる。一重の蓮弁の上に展左の姿勢で立つ。顔は忿怒形で眉はつりあがり、額には第三眼がある。髑髅の冠、丸い耳飾り、臂釧、腕釧、足飾りをつけ、虎皮を腰に巻く。持物は中心の二臂以外にみられ、このうち右の上の手は一〇尊共通して宝を持つ。左の下の手には、金剛杵を持つアチャラを除き、いずれも剣を持つ。また左の上の手にも、円盤を持ったハヤグリーヴァ（パドマーンタカ）以外は、みな蓮華をかかげる。右の下の手に各尊固有の持物がみられる。ヤマーンタカから順に鉢、杖、蓮華、金剛杵、剣、鉤、杖、三叉戟、円盤、金剛杵である。このような持物の組み合わせは、前節でみた四種の十忿怒尊の系統の中にひとつしかない。ジュニヤー²³ナ・パーグ流系の十忿怒尊である。中心の二臂で明妃を抱くことや、その明妃が男尊とまったく同じ持物を持つことも『完成せるヨーガの環』の中の「自分とよく似た姿の明妃を抱く」という記述に一致する。

持物以外の特徴もよく一致するが、装身具に関しては、テキストではややおとなしいグループとより恐ろしいグループの二つにわかれていたのに対し、ここでは、その折衷的な特徴が共通してみられる。たとえば髑髅冠や虎皮はつけるが、臂釧などは竜ではなく、円形のシンプルな装身具を飾っている。

ロルペー・ドルジエが『三百尊図像集』を編纂した時に、護法尊の中にジュニヤーナパーグ流系の十忿怒尊を選んだのは、彼の属していたゲルク派が『秘密集会タントラ』をツォンカパ以来、最重要經典とみなしていたことを反映すると考えられる。

なお『三百尊図像集』の中の諸尊の配列順序は、左から右へという場合の他に、一種の三尊形式として中央に主要尊、その左右に脇侍をおくという方法がみられる。こゝでも中央、右あるいは左、そしてもう一方という順番が各葉でとられている。

第四節 ネパールの十忿怒尊

つぎにネパールの十忿怒尊の作例として、カトマンドウ市内にある一つの仏教寺院チュシュヤ・バハとジャナ・バハの十忿怒尊をとりあげてみよう。

チユシュヤ・バハは一五世紀頃建立されたとみられる古い仏教寺院で、中庭を建物がとりかこむ典型的なバハ型式をとる。建物からはひさしを支える「ほおづえ」が数多くはり出し、ここにすぐれた仮教彫刻がみられる。⁽²⁴⁾入口にあたる北面の建物の、道路に面した壁面には一二本のほおづえがおかれ、このうちの一〇本に十忿怒尊が刻まれている(図3)。

一二本のうち両端の一本はガナパティとマハーカーラである。十忿怒尊の配置は、向かって一番

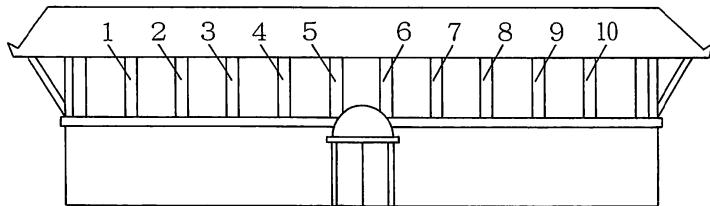


図3 チュシュヤ・バハ北面のほおづえの配置図

- 1. ウシュニーシャチャクラヴァルティン
- 2. ヤマーンタカ
- 3. プラジュニヤーンタカ
- 4. パドマーンタカ
- 5. ヴィグナーンタカ
- 6. タッキラージャ
- 7. ニーラダンダ
- 8. マハーバラ
- 9. ケカラ (=アチャラ)
- 10. スンバラージャ

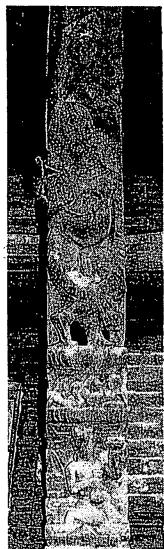


図4 ウシュニーシャチャ克拉ヴァルティン



図5 プラジュニヤーンタカ

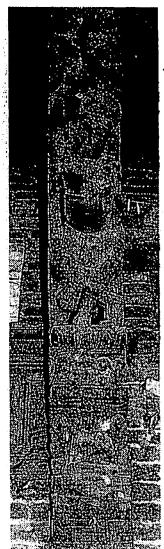


図6 パドマーンタカ

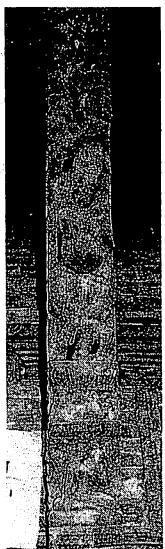


図7 マハーバラ

左がウシュニーシャチャクラヴァルティン、一番右がスンバラージヤで、上下の二尊が両側に位置する。残りの八尊はヤマーンタカ以下の四方の四尊が向かって左側に、タッキラージヤ以下の四維の四尊が右側に、いずれも左から順にならぶ。ほおづえには尊名の銘があり比定が容易であるが、アチャラには別称のケーカラ (kekara 文字どおりには「斜視」) が用いられている。どのほおづえも忿怒尊の頭上に樹木の装飾がほどこされ、足の下には一重の蓮台をはさんで裸形の人物が横たわる。最下段には供養女、あるいは二十八宿 (女尊の姿をとる) の一部が表現される (図4-7)。

忿怒尊はいずれも右手を上にあげ右足を前に出すか、逆に左手を上にあげ左足を前に出すポーズをとる。この二種のポーズは交互に現われ、となりあう二つの像は対称形になるよう配置される。身体的特徴としては短軀、鼓腹で髪は逆立ち、太い眉、丸い三つの眼、牙をそなえた忿怒の表情をとる。髪には宝冠をつけ、人間の頭をつないだ長い環が首からひざまでたれ下がっている。腰にドーティをつけていた他は衣裳はない、首には瓔珞をかける。さらに蛇の形をした臂釧、腕釧、足飾り、聖紐 (左肩から右脇にかける細いひも) がみとめられる。

チュシュヤ・バハのはおづえの十忿怒尊はすべて一面二臂である。そして一〇尊が共通して片方の手に宝を持つ (宝は柄のついた三つの球で表現される)。宝を持つ手は、プラジュニヤーントカとニーラダンダを除いて左手である。もう一方の手には各尊がそれぞれ異なる持物を持つ。ヤマーンタカから順に列挙すると、金剛の鎌、金剛杖、蓮華、金剛杵、鉤、杖、三叉戟、剣、円盤、金剛杵である。この組み合わせは、すでに見た『三百尊図像集』の各尊固有の持物、すなわちジュニヤーナパード流系の十忿怒尊が右の第一臂に持つ持物に一致する。もつ一方の手に持つ共通の宝も、

やはり同系の十忿怒尊の左手のみられることから、この十忿怒尊は、三面六臂であるジユニヤーナ・パーグラ流系の十忿怒尊の一面二臂版と考えてよいであろう。⁽²⁵⁾

インドの四種の系統の十忿怒尊にほとんど共通してみられた三面六臂という特徴が、ここでは一面二臂になっている理由はなんであろうか。ほおづえという特別な形態が規模を縮少させたという技術上の理由は首肯できない。多面多臂像のほおづえの作例はカトマンドウ市に数多くあるし、チユシュヤ・バハでも四仏などは四面八臂をもつて表現される。この場合、消失した残りの四臂の持物がその手がかりとなるであろう。四臂のうちの二臂は明妃を抱き、残りの二臂はほとんどの場合、剣と蓮華を持っていた。⁽²⁶⁾ 三面をもつことや明妃を伴うことも同様に十忿怒尊共通の特徴であり、チユシュヤ・バハの十忿怒尊はこれらの共通な要素を可能な限り取り去った姿であると考えられる。

つぎにジャナ・バハの十忿怒尊にうつろう。

ジャナ・バハはカトマンドウ市の中心部アサン・トールにあるネワール仏教の代表的寺院で、マツエンドラ・ナートともよばれる。⁽²⁷⁾

十忿怒尊は、この寺院の中庭にある三層の本堂の一箇所にわかれています。一箇所は東側にある本堂入口の両袖で、もう一箇所は南側の扉にはめこまれている（図8）。前者に一尊、後者には左右二尊ずつ三段ですべて合計しても八尊にしかならない。なぜ残りの一尊が制作されなかつたかは明らかではない。

この作例には銘もなく配列の順序にも一定の法則はないので、おもに持物から各尊の比定作業を行なわなくてはならない。持物はいくつか不明なものがあり、また扉の場合、はめこむ際に削られ

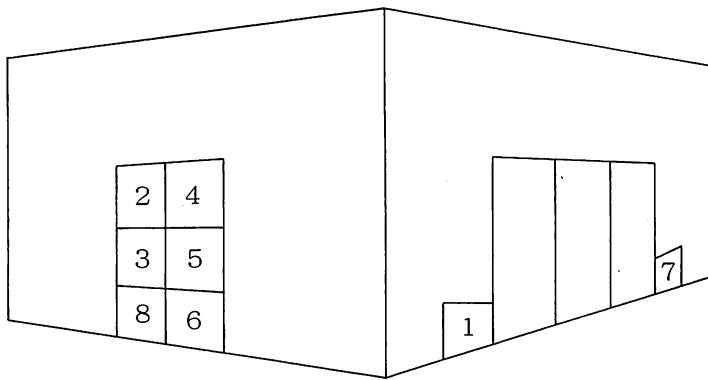


図8 ジャナ・バハの忿怒尊の配置概念図

これはジャナ・バハの本堂を東南の角より見た概念図である。図中の番号は表2の番号に対応する。

	名 称	持 物
1	ヤマーンタカ	右 金剛杵、金剛杵、円盤 左 鈴、TP、?
2	プラジュ ニヤーンタカ	右 剣、杖(?)、金剛杵 左 鈴、斧、TP
3	バドマーンタカ	右 剣、斧、金剛杵 左 ?、蓮華、鈴
4	ヴィグナーンタカ	右 円盤、二重金剛杵、杖 左 TP、鈴、斧
5	アチャラ	右 円盤、剣、斧 左 TP、施無畏印、蓮華
6	ニーラダンダ	右 杖、剣、金剛杵 左 蓮華、円盤、鈴
7	マハーバラ	右 蓮華、鉤、剣 左 円盤、金剛杖、TP
8	スンバラージャ	右 剣、斧、金剛杵 左 蓮華、円盤、鈴

表2 ジャナ・バハの忿怒尊の持物
(?は持物が判別できることを示す)



図9 ジャナ・バハ本堂南面の扉

たと思われるものもあるが、たいていは判別が可能である（表2）。前節で述べた四種の十忿怒尊のうち、これらの持物に正確に一致するものはないが、聖者流系とそれにきわめて近いサンプタタントラ系にかなりの共通点が認められる。ヤマーンタカ、プラジュニャーンタカ、ヴィグナーナンタカ、マハーバラの四尊は、確認できるすべての持物が一致し、残りの四尊についても六つの持物のうち少なくとも四つは共通である。⁽²²⁾

聖者流系、あるいはサンプタタントラ系の十忿怒尊はいずれも展左の姿勢をとったが、ジャナ・バハの忿怒尊は、向かって右側におかれたものは展右を、左側におかれたものは展左をする。また胸に当てる手も右側の忿怒尊は右の第一臂、左側は左の第一臂というように、左右の二尊が対称形になるようになっている（図9）。同じような特徴はチュシュヤ・バハにおいてもみられた。

持物以外の特徴はジャナ・バハの場合も八尊すべてにわたってほとんど共通である。

三面六臂をそなえ、短軀で鼓腹、逆立った髪、髑髏冠、丸い三眼の忿怒の表情は、牙をむいた大きな口でさらに強調されている。上半身は裸で、人頭の環や十字にたすきかけにした甲冑を身につける。腰にまいた虎皮の一部がひざのあたりで確認でき、さらに腰からは長い鎖のついた鈴が中央と左右の三箇所からびている。大きな耳飾り、臂剣、腕剣、足飾りなどの装身具が確認できるが、ここではチュシュヤ・バハの場合と異なり、蛇ではなく単純な輪の形をし、むしろ『三百尊図像集』のものに近い。足の下には、門の両脇の一尊の場合は上下二方向に花弁を開く一重蓮華が、扉の六尊の場合、一重蓮華の台がおかれる。背後には、まわりに火炎模様をあしらった光背がみられる

（図10-13）。



図11 ヤマーンタカ



図10 マハーバラ



図13 ヴィグナーンタカ



図12 パドマーンタカ

これらの特徴は、ほとんどこれまでとりあげてきた文献や作例に共通してみられるものである。

また忿怒尊相互で持物を除いて変化が乏しいことが、尊名比定の判断に持物の比較以外の方法がないことの原因になっている。ジャナ・バハの場合、足の姿勢と腕の位置が左右対称になるように注意が払われているが、これは、一般に守護尊は展右、護法尊は展左の姿勢をとるというインド以来の伝統⁽³⁰⁾を無視して、装飾性を優先させたことをうかがわせる。

第五節 おわりに

インド、チベット、ネパールそれぞれの十忿怒尊をいくつかりあげてきた。十忿怒尊のイメージと意味についていくつかの点を指摘しよう。

第一に、十忿怒尊のイメージはインドでほぼ確立していることがわかる。十忿怒尊のメンバーが固定化したあと、インド密教の後期には彼らのイメージはいくつかの系統にわかれる。そして、系統間のイメージの違いはおもに持物の違いに現われる。チベットやネパールでも十忿怒尊の系統がたどることから、各系統の相異なるイメージはこれらの地域でも一貫して受け継がれ、変容を受けることは少なかつたといえる。

第二に、十忿怒尊のいくつかの系統がこのように確立していったのに対し、グループを構成する

個々の忿怒尊は各自の特徴を次第に失い、イメージが画一化していくことを指摘できる。いうなれば各尊の個性の喪失である。これは十忿怒尊という集団への組織化と同時に進行していった。インド密教の後期には、ヤマーンタカやアチャラなど一部の忿怒尊に個性が残っていた幻化網タントラ系を除き、他の系統の内部では十忿怒尊の特徴はいずれも変化の乏しいものになつていて。このような傾向はチベットやネパールではさらにすすみ、各尊がシンボルとして持つ特定の持物を残して、他の個性をすべて喪失してしまう。そして、どの忿怒尊も、短軀、鼓腹、三眼、忿怒の表情、虎皮、蛇の装身具といった、いわばステレオタイプ化した特徴と、このシンボルとの組み合わせにすぎなくなってしまう。そこでは忿怒尊の存在意義は各尊それにあるのではなく、彼らがグループを形成してはじめて得られるものなのである。

第三にこのようなイメージがもつていた意味について。イメージの画一化は十忿怒尊の各尊がそなえていた意味の喚起力を低下させていると考えられる。忿怒尊相互の違いが、単にシンボルとしての持物の違いにしか現われなければ、そのシンボル体系を知らないものたちにとつて、それらのイメージは単なる「忿怒尊」以上の内容を示し得ない。外敵の侵入からの防御という機能も、寺院の周囲やマンダラの外周におけることから意識されていたということはできるが、ネパールの作例でみたように、装饰性が優先されることによつて特定の方角との結び付きは希薄になり、十方の守護者という役割は失われている。

このように、イメージの画一化や单纯化は意味の喚起力という点からみれば好ましい傾向ではないが、しかし、それはイメージにとって必ずしもネガティヴな側面だけをもつていたわけではない。

むしろステレオタイプ化することによってイメージは時代や地域を超えた安定性を獲得することができる。インドで身につけたイメージを維持しながら十忿怒尊がチベットやネパールでさらに何百年も生き続けるためには、そのイメージが特異性を排除した平均的なものでなくてはならなかつたといえよう。言いかえるならば、十忿怒尊の各メンバーは、仏教パンテオンという地域的にも時代的にもさらに大きなひろがりをもつグループの構成員となるために、みずからその個性を放棄したのである。

注

- (1) 例外的なケースとして、創唱者（教祖）によってはじめられた宗教は、このようなイメージやシンボルを必要としないことがある。とくに教祖自身のカリスマ性が有効にはたらいてる間に多くみられる。しかしその場合にも、組織の拡大にともなってイメージやシンボルが導入されることが多い。宗教組織の中核に入れない一般の信者にとって、教祖やそのままの選ばれた人々が、そのままその宗教のイメージとなつてくる。
- (2) 十忿怒尊については、[Bhattacharyya 1968 : 252-256] [Mallmann 1964 : 114-134] [頼富 一九八五：一六一—一六四] [立川 一九八七a : 一三三] 参照。
- (3) 「オットー」 一九六八：二二五—二七九
- (4) これらの三尊は十忿怒尊のメンバーになる以前から単独で信仰されていた（大正新脩大藏經一〇七二番、一二二一一番、一二三三番など）。また「ラシュニヤーンタカ以下の三尊の名称がヤーナンタカにならつて作られたことも容易に想像できる（rama+antaka, prajña+antaka etc.）。しかしアペラージタ以下の三尊が十忿怒尊に組み入れられ、これにラシュニヤーンタカなどの名称がつけられたのか、あるいはヤーナンタカにならつて作られたラシュニヤーンタカなどがねじアペラージタ等と同一視されたかは明らかではない。
- (5) ウィグナーナンタカを除くこれら各尊の特徴は、[頼富 一九八五：五七一—七一] にくわしい。ガナパティを踏むヴィグ

ナーハタカの作例は [Bhattacharyya 1947 : Pl. V-e] [Mallmann 1975 : Pl. XX-1] である。

(6) 「一世纪初頭にアバヤーカラグプタによって創られたマハタマ儀軸『シトニ・ムターハ・アリー』 *Vairavatt* には「福分のない時代には〔マハタマは〕ハボルや印を運転する。福分のある時代には〔マハタマの名尊の〕身体を描く。すなわち、画像、銅像、浮彫、あるいは塑像を置け」(TTP, Vol. 80, 99, 4, 4-6) といふ記述がある。「カジュラーヴィー」については〔森 一九九一〕参照。

(7) 〔頬富 一九八二〕：[一九一—一九三]

(8) 〔頬富 1983 : Pl. CCCXXXIII(B)]

(9) 〔Mitra 1981 : Pl. CCXCV(A)]

(10) 〔Mitra 1981 : Pl. LXXIII(A)〕〔頬富 一九八五：九〇〕なお、インドやチベットでは日本の不動にあたる尊名にアチャハーナチャハタマハーローハンナの二系統があり、十忿怒の場合には前者、単独尊の場合には後者があてられることが多い。〔頬富 一九八五：九〇—九一〕。しかし、たとえばアバヤーカラグプタの「教える花輪」*Āmnāyamājīti* には十忿怒尊の名称にチャンダマハーローハンナが登場」(TTP, Vol. 55, 163, 2, 8)、両者の区分は必ずしも厳密ではなかつたようである。

(11) ただし、この場合、十忿怒尊のイメージをもつたのは、サンスクリット文献を読み書きであるひとにありの知的エリートであつたことに注意しなくてはならない。

(12) 漢訳では大正新脩大藏經五六一頁下、五六三頁下—五六四頁上、五六六頁上—五六七頁上、五六九頁上—五七一頁下、このうち、各尊の尊容については五六六頁上—五六七頁上がくわしい。また五七一頁中下には、のちに十忿怒尊に加えられるババヒカジュラバーターカの名もみえる。

(13) 〔Matsunaga 1978 : 8-9, 54, 57-59, 61-67, 113, 117, 120〕

(14) 〔松長 一九六九：九〇—九一〕

(15) ただし第一八章には四維の四尊のシンボルとして、アチャラの剣、タッキラージャの鉤、ニーラダンタの杖、マハーバラの三叉戟が言及される〔Matsunaga 1978 : 120〕。

(16) 〔Poussin 1896 : 10-12〕。ふね〔Poussin 1896 : 12〕ではマハーバラの左の第一臂の持物が欠字になつてゐるが、チベット訳(TTP, Vol. 85, 276, 1, 8) では「撲繩」を補う。

(17) 〔Bhattacharyya 1972 : 1-2, 6-7, 8, 41-42〕

(18) 〔寺謙輔の觀想法〕〔冨田駿 一九五八：四〕—〔四〕〕 参照。

- (19) [Bhattacharyya 1972:8] のアラジュニヤーンタカの持物「斧と鎧索」を、東京大学図書館所蔵のサンスクリット写本「Matsunami 1965: No. 215」などから「鎧と斧」とする。またウニユニーンヤチャクラヴァルティンの持物「一本の剣」を、同じく「期劍印と剣」と読む。チベット訳(Vol. 80, 129, 2, 1-5)は訂正後の読みに一致する。また『サンプタタハト』との同じ作者の註釈書「教えの花輪」よりの読みに一致する(TTP, Vol. 55, 163, 2, 4-3, 7)。
- (20) [塚本他 一九八九:二]「[K-O-1][六一]
- (21) 「五つの印」は一般には毘珞、腕钏などの五種の装身具を指すが[Bhattacharyya 1968:438]、日本では五仏を象徴する輪、金刚杵、宝、蓮華、一重金剛杵を指すと考えられる。
- (22) 「立川 一九八七:二三四一一三四一」。日本では東洋文庫が所蔵する木版本を参照した。
- (23) ただし、「完成せるヨーガの環」と「三百尊图像集」とでは右上の手と左下の手の持物がいれかわっている。これは「完成せるヨーガの環」が列挙する四つの持物を、右下、右上、左下、左上という順番ではなく、右下、左下、右上、左上と解釈したためであろう。
- (24) [Koiji 1977] これらのかわしい研究がある。以下の考察もこれに負うところが大きい。
- (25) 「完成せるヨーガの環」第一章との一致はすでに[Koiji 1977:48]に指摘されている。
- (26) 例外の「尊バドマーナタカとアチャラ」は、すでにそれぞれのシンボルとして蓮華あるいは剣を持っている。彼らの持物の組み合わせが他と異なるのは、同じ持物を重複して持たせない配慮からと考えられる。
- (27) ジャナ・バハについては「立川他 一九八八」参照。
- (28) 八尊のみ制作されたのはスペース上の理由と考えられるが、十忿怒尊から八尊を選んだ基準として持物が考えられる。制作されなかつたタッキラージャとウシュニーシャチャクラヴァルティンは他の八尊と異なり、二臂を使って印を結ぶ。後でふれる装飾性の重視という点から、他との統一を破るこの特徴がきらわれたためではないであろうか。
- (29) 聖者流系ではニーラタナタカとマハーバラの持物はまったく同じであるので、ここでの比定も逆になるかもしない。
- (30) [森 一九九〇:七四]

略号・参考文献

TTP=『影印北京版西藏大藏經』鈴木學術財團

- Bhattacharyya, Benoytosh
 1947 Some Remarkable Buddhist Bronzes in Baroda. In *India Antiqua*. Leiden : Brill, pp. 27-39.
- 1968 (1958) *An Introduction to Buddhist Iconography*. Calcutta: Firma K. L. Mukhopadhyay.
- 1972 (1949) *Nispannayogawat of Mahāparṇīta Abhayakaragupta*. G. O. S. No. 109. Baroda : Oriental Institute.
- 宗田鷺印藏
 一九四八 「Tantric Buddhism」^{タントリック・ブッダヒンズム}『東洋大辞典』第2卷第2部、pp. 1-12。
- Kooij, K. R. van
 1977 The Iconography of the Buddhist Wood-carvings in a Newar Monastery in Kathmandu (Chuṣya-Bāhā).
Journal of the Nepal Research Centre 1 : 39-82.
- Mallmann, Marie-Thérèse de
 1964 *Étude iconographique sur Mahāparṇīta*. Publications de l'École française d'Extrême-Orient. Vol. 55. Paris: École
 française d'Extrême-Orient.
- 1975 *Introduction à l'Iconographie du tantrisme bouddhique*. Bibliothèque du Centre Recherches sur l'Asie Centrale
 et la Haute Asie. Vol. 1. Paris.
- 松崎真樹
 一九六二 「密教の體取と其の轉化」^{ミツキョウノシテイトコトハジカシ}
- 1978 *The Guhyasamājī Tantra. A New Critical Edition*. Osaka: Toho Shuppan Inc.
- Matsuhashi, Seiren
 1965 *The Catalogue of the Sanskrit Manuscripts of the Tokyo University Library*. Tokyo: Suzuki Research Foundation.
- Mitra, Debalal
 1981 *Ratnagiri* (1958-61). Vol. I. Memoirs of the Archaeological Survey of India, No. 80. New Delhi: Archaeological
 Survey of India.
- 1983 *Ratnagiri* (1958-61). Vol. II. Memoirs of the Archaeological Survey of India, No. 80. New Delhi: Archaeological
 Survey of India.
- 縦葉版

一九九〇 「ベーハ朝の守護尊・護法尊・財宝神の図像的特徴」『名古屋大学古川総合研究資料館報告』六、六九一—一一頁。

一九九一 「Abhayākarakṛṣṇa & ମନ୍ତରାକ୍ଷ୍ଵିଳି」『印度学仏教学研究』三九(1)、八五六—八五八頁。
Oischak, R. C. & Wangyal, G. T.

1973 *Mystic Art of Ancient Tibet*. New York: McGraw-Hill.
オーナー、ハルスバ

一九六八 『翻訳文庫』(山内省吾訳) 岩波書店(岩波文庫)。
Poussin, de la Vallee

1896 *Pāñcakrama*. Gand: Universite de Gand.

立川武藏
一九八七a 『曼荼羅の神々』ありな書房。

一九八七b 「仏教圖像」長野泰彦・立川武藏編『チベットの言語と文化』冬樹社、二二二六—二二六二頁。

立川武藏・和田壽弘・森雅秀・佐藤喜子・佐久間留理子

一九八八 「Rāmabhāṣā 第一〇号」『ネワール仏教研究』名古屋大学印度学仏教学研究会。

塚本啓祥・松長有慶・磯田熙文(編)

一九八九 『梵語仏典の研究 IV 密教經典篇』平楽寺書店。

一九八三 「密教美術の源流」『密教美術大觀 第一卷』朝日新聞社、一八二一一九五頁。

一九八五 『マンダラの仏たち』東京美術。

〔付記〕 図一は名古屋大学教授宮治昭先生に、図二は名古屋大学教授立川武藏先生にそれぞれお借りしました。記して謝意を表します。これ以外の写真はすべて筆者が一九八七年に撮影したものである。

講座 仏教の受容と変容 3

チベット・ネパール編

平成三年十二月十五日 初版第一刷発行

編集 立川武藏

発行者 竹村欣三

発行所 株式会社佼成出版社

〒166 東京都杉並区和田二丁目一
振替 東京七一七六一

電話 (03)5385-1331 7(出版部)
(03)5385-1333(営業部)

印刷所 東洋印刷株式会社

大口製本印刷株式会社

落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写・複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著書および出版社の権利の侵害となりますので、その場合には予め小社あて許諾を求めて下さい。

ISBN4-333-01419-0 C0315

©1991. Printed in Japan